

## 森岡孝二は派遣労働をどう語ったか

高田好章(所員)

○単著『雇用身分社会の出現と労働時間一過労死を生む現代日本の病巣』桜井書店、2019年2月

第1章に論文「労働者派遣制度と雇用概念」、彦根論叢、第382号、2010年1月を掲載

※8年前の論文を掲載：もし改訂できれば、その後の派遣関係研究で、もっと深まった議論ができたはず  
「まともな雇用」という観点からの、論理展開をするはずだった

1)「まともな雇用」でないとの結論した、2010年論文への道

2)2010年論文後に論述したところから、その後、こう進展させたであろうとの推測

\*特に、この論文の特徴 派遣に対する論点の指摘

・派遣という働き方／働かせ方：派遣の欠陥ではなく派遣そのものの根本的矛盾

・派遣労働の合法化が雇用概念の破壊

・雇用とは、何十何百という労働者の権利と保護のキー：ひとつのキーホルダーを束ねた制度

・雇用と使用に分離したとたんに(派遣労働を認めたこと)、労働契約ではなくなる

\*これまでの派遣労働論の論者は、「雇用概念」を論じることはなかった

\*この論文の最後に、伍賀一道氏を特に名前を出して、同意と大きな批判を展開している

\*雇用概念が資本制生産の出現時からあるとすると、そこには権利と保護が全くない世界がある。

資本制そのものには、雇用概念に権利・保護を含まない。

\*近代的雇用概念：ILOのフィラデルフィア宣言1944年：労働は商品ではない：市場ルールにせず

\*近代的雇用概念に権利と保護を含むこと：むしろ、雇用概念にそれをめぐる階級闘争が含まれること

1) 2010年論文までの道筋 \_\_\_\_\_

○共著『『資本論』と現代経済1』、『講座現代経済学』第2巻、島恭彦監修、青木書店、1978年9月

・序章 現代経済学と『資本論』 一工場法と経済学批判一

\*「所有の経済学」⇔「労働の経済学」を定義・マルクスの経済学批判体系 ※松原昭(早稲田大商学部)

○単著『現代資本主義分析と独占理論』青木書店、1982年10月

第12章 完全雇用政策の財政機構 III完全雇用政策と雇用の管理

・初出：『財政危機の国際的展開』、島恭彦・宮本 憲一・池上惇編、有斐閣、1974年10月

\*森岡の研究の始まりは労働問題。ただしその主旨は、国家独占資本主義の具体的姿を描きだすこと。

\*完全雇用政策：戦時の全般的労働義務制の平時における摘要、組織された流動性

\*失業問題の解決と見せかけながら、国家が労働者の雇用と解雇を担う、という政策である、とした

○編者『現代日本の企業と社会一人権ルールの確立をめざして』、森岡孝二編著、法律文化社、1994年2月

\*特に論じていないが、編者として、以下の章が掲載

第2章 非正規・日本的終身雇用の問題 :高田好章が執筆

第6章 金融機関への派遣導入 :森井久美子が執筆

第8章 外国人労働者と派遣法 :仲野組子が執筆 特に派遣法を詳しく記述

○編著『変化のなかの企業と社会－労働者の経済科学を求めて－』、基礎経済科学研究所自由大学院大阪第三学科、2003年3月、大阪第三学科開講25周年記念自費出版 大阪第三学科開講25周年を記念して  
\*特に論じていないが、編者として、以下の章が掲載  
化粧品製造業と人材派遣 :高田好章が執筆

○単著『働きすぎの時代』岩波新書、岩波書店、2005年8月  
\*派遣の直接的な対象項目の記述なし  
\*個人化・市場化の一つの姿として派遣を指摘する

○編著『格差社会の構造－グローバル資本主義の断層』、森岡孝二編、桜井書店、2007年9月  
序章 こうして拡大した格差と貧困  
\*格差社会:規制緩和・細切れ雇用・派遣を生み出す  
\*編者として、以下の章が掲載  
第2章で、雇用の外部化記述 :高田好章執筆  
第3章で、アメリカのスタッピング・派遣を記述 :仲野組子が執筆

○共著『入門・政治経済学』、若森章孝・森岡孝二・小池渺著、ミネルヴァ書房、2007年12月  
※関西大学経済学の「政治経済学」講座のテキスト  
第3部 グローバル化と現代資本主義の変容  
第10章 労働の規制緩和と雇用システムの変容  
\*企業内への市場原理の持ち込みの試み・自己破壊的な矛盾・企業は協業と分業の原理で結合された組織・企業の組織を市場に置き換える余地は極めて狭い範囲・限度を超えた市場化は企業組織に不可欠な共同性と持続性を容易に掘崩す  
※1年半後に出版された『貧困化するホワイトカラー』に同一の記述:派遣労働論としては重要な論理を展開  
※労働の規制緩和の年表を掲載:とてもいい表だが、その後の単著には見つけられず

#### ○【ラジオ】 出演番組

「金融危機で派遣切り、「雇用を考える」として」、NHK ラジオ、あさいちばん、2009年1月2日 約11分  
\*派遣切りが正に行われた時にラジオでその実態を語る:  
その夜のラジオ番組で、鴨桃代さん(全国ユニオン)、渥美由喜さん(富士通総研)と1時間半の対談を行う  
※ここでの話したことが、2010年論文に生かされているのではないかな。



○単著『貧困化するホワイトカラー』ちくま新書、筑摩書房、2009年5月  
\*派遣を詳述:2008年恐慌による派遣切りが契機として新書で派遣を詳述することとなった  
\*1995年の日経連:新時代の日本的経営で、雇用柔軟型グループ:派遣法の改正  
\*個人主義と能力主義: 日本的年功序列制の崩壊: 派遣を生み出す  
\*労働条件を派遣契約・商取引による:  
\*労働組合結成の自由・団体交渉権を事実上否定:国連グローバル・コンパクトに反する

- \* 派遣法は、戦後の雇用制度の根本原則を破壊:派遣＝「名ばかり雇用」、「偽装雇用」である
- \* 派遣は、「まともな雇用」と言えるものではない
- \* :「市場原理にもとづく新しい労働力利用」:雇用の有期化・間接化・アウトソーシング・個人請負:  
旧来の雇用システムの終焉
- \* 「労働は商品ではない」ILOフィラデルフィア宣言 1944 :雇用とは、何十何百という労働者の権利と保護の  
キー:ひとつのキーホルダーを束ねた制度:資本主義の多年の歴史的経験と労働者たちの運動で勝ち取っ  
てきた権利と保護:労働組合結成の自由、団体交渉権・ストライキ権、労働時間規制、年次有給休暇、  
最低賃金、失業保険、労災補償、医療保障、男女雇用平等、同一労働同一賃金、児童労働・強制労働の  
禁止、職業教育など
- \* 市場原理を企業内へ持ち込み:自己破壊的な矛盾:企業は協業・分業の原理で結合された組織
- \* 企業の中に「内部労働市場」はない:企業の組織を市場に置き換える余地は極めて狭い範囲に限られる
- \* 限度を超えた市場化は、企業という組織に不可欠な事業活動の共同性と持続性を容易に掘り崩す
- ※雇用(近代的雇用概念)が、「労働者の権利と保護のキーホルダーを束ねた制度」:  
素晴らしい言葉、2010年論文に引用している
- ※ここで初めて、雇用制度の根本原則の破壊・「名ばかり雇用」・「偽装雇用」と指摘
- ※市場化の論述は、2007年共著本よりも論理が進んでいる
- ※2010年論文で、これらの論点がまとまって論述されている

## 2) 2010年論文後の行方 \_\_\_\_\_

### ○単著『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店、2010年4月

- \* ディーセントワーク:まともな働き方・まともな仕事:まともな雇用・まともな賃金・まともな労働時間  
派遣は「まともな雇用」とはどうも言えない
- ※派遣切りの実態を詳述(「経済」2009年7月号論文を収録)しているが、派遣概念そのものへの論述はない

### ○編著『貧困社会ニッポンの断層』、森岡孝二編、桜井書店、2012年4月

はしがき

#### 第1章 企業社会の行き着いた果てに——貧困社会ニッポンの出現

- \* 製造業での派遣の急増 派遣切り問題では2010年論文を引用
- \* 編者として、以下の章が掲載: 第2章:人材派遣業の記述 :高田好章執筆

### ○単著『雇用身分社会』岩波新書、岩波書店、2015年10月

- \* 序章:派遣は社会食堂を使用できない?
- \* 雇用形態が雇用身分になった  
厚労省のHP:様々な雇用形態 最初に派遣:「まともな雇用」と言えないから:他より問題が多いからか
- \* 派遣は派遣先も派遣元も責任を取らない働き方:ソニーの株主総会で派遣労働者が質問・要求先
- \* JILPTの図(仕事上の不安)に「身分別」用語を使用:「雇用別」よりも「身分別」の方が理解されやすいからか
- \* 「雇用身分」化を進めたもの:  
1985年:派遣法が多様化の転軸機(ポイント)の役割: その後、雇用の多様化が堰を切って進む  
1995年:日経連・新時代の日本的経営:  
1999年:日本経済再生への戦略・小渕内閣の経済戦略会議答申:過度な規制・保護をやめ、個々人の自己責

任と自助努力へ

\*非正規化の類型・雇用形態の区分図 有期雇用→直接・間接雇用・偽装雇用 を掲載 p.191

\*雇用身分社会から抜け出す鍵: 雇用身分社会をもたらしたのは、1985年派遣法:

派遣法への提案:以前の規制に戻して、その後廃止すべき: 当面は自由化(1999年)以前の専門業務に  
限定・単純労働業務を除外、日雇い派遣・スポット派遣を原則禁止

#### ◎伍賀一道への批判に関して

・批判対象となった伍賀一道の論稿:伍賀一道「間接雇用は雇用と働き方をどう変えたか: 不安定就業の今日的断面」(『季刊経済理論』2007年10月44巻3号)

・森岡からの同意点:派遣とは労働力商品レンタル化・雇用主責任代行サービスには同意

・森岡からの批判点:近代的雇用関係は労働者の権利と保護のキーホルダー、雇用関係と指揮命令(使用)関係との切り離しは近代的雇用概念からはまともな雇用とは言えず、派遣は雇用関係が成立していない、雇用と使用とを分離した労働契約は労働契約ではない。派遣契約で労働条件の決定から労働者は排除

・批判を受けて伍賀一道の論稿:伍賀一道「現代の派遣労働の構造とリスクー ILO 181 号条約は労働者保護を実現するかー」立命館経済学59巻6号、2011年3月

・サービスの虚構化・雇用関係・使用関係の分離も虚構であること、詳細に検討

・「雇用主責任代行サービス」の商品化 → 「雇用主責任(使用者責任)を代行するという形式」の商品化

・伍賀一道2014年本では、森岡批判を踏まえて、この論文での論旨を簡潔に記述

※もし森岡が2019年本第1章に手を加えていれば、その後の伍賀論稿・本への言及・論及は?

#### ◎考察 \_\_\_\_\_

◎森岡孝二の派遣労働論はどのように成立・展開したのか:

\*2010年論文の直前に書かれた、単著『貧困化するホワイトカラー』(2009年5月)で、雇用概念について相当突っ込んだ考察を行っている:それまでの労働論から進展

\*その要因として、2008年末から2009年初めの「派遣切り」問題で、様々な機会に論述し論文・著書を書き、ラジオなどで話したことが、直接に派遣労働と雇用概念についての考察につながった

\*ラジオで、ディーセントワーク・まともな雇用を語る:この時点で相当の派遣への原稿・取材依頼があったはず

\*・成瀬龍夫記念号にふさわしい論文構想からか:「成瀬龍夫博士退職記念論文集」:生活様式論・社会政策

\*間接的にも直接にも、指導: 教師・編者として派遣労働論への関わりによるもの

・院生:仲野組子さんの派遣労働論(博士論文・単著)ゼミ・院生:鳥羽厚司さんへの修士論文指導

・高田好章の日本的雇用慣行問題・非正規労働問題から派遣労働論までの導き:

\*森岡・伍賀論争によって、伍賀派遣労働論が深まったのではないか:途中で終わったが、その行方を聴かず

※2010年論文を2019年本に、収録にあたり、森岡はそのまま掲載するのではなく、

自らの手による論述展開の推敲、修正・追加作業をおこなっていたはず:

これまでの多くの派遣労働論の論者は、雇用概念を論じることはなかった:

論じていれば、どのような派遣労働論・雇用概念論を展開されていたのか

その課題は図らずも、我々に、委ねられた課題である。